

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16 経教規則第3号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(職員の定義及び適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。</p> <p>二 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。</p> <p>三 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。</p> <p>2～5 省略 (新設)</p> <p>第5条～第62条 省略</p> <p>(作成及び改廃の手続)</p> <p>第63条 就業規則、関連規程及び細則の作成及び改廃について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>2 過半数代表者の選出手続について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程に定めるところによる。</u></p> <p>3 本規則の条項のうち、教育研究評議会の関与を定めた条項を改廃する場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(職員の定義及び適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。</p> <p>二 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。</p> <p>三 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。</p> <p>2～5 省略(現行どおり)</p> <p><u>6 学長は、第1項第1号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の雇用契約を締結することができる。</u></p> <p>第5条～第62条 省略(現行どおり)</p> <p>(作成及び改廃の手続)</p> <p>第63条 就業規則、関連規程及び細則の作成及び改廃について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>2 労働者の過半数を代表する者は、各事業場において、労働者の総意を得て定められた方法により選出された者とする。</u></p> <p>3 本規則の条項のうち、教育研究評議会の関与を定めた条項を改廃する場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p><u>附 則(20 経教規則第3号)</u></p> <p><u>1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、第63条第2項を改正する規定は、平成20年3月1日から適用する。</u></p> <p><u>2 この規則の施行に伴い、国立大学法人東京農工大学過半数代</u></p>	

	表者選出規程（16 経教規程第43号）は、廃止する。	
--	----------------------------	--

